○農林水産省告示第千七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町片平字立山一二〇五の二、一二〇五の一四、一二〇六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立山一二〇五の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町馬頭字富士山三〇九二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字富士山三〇九二の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大沢字川口八五七、八五九の一、八六〇、字西ノ沢八六三、八六四、八六八、八六九、九六九、字井戸沢八六五、八八六、八八七、八八八の一、八八八の二、八九一の一、八九一の二、八九二、字桜ノ沢八九三から八九五まで、九七七の四、九七七の五、字幕焼沢九〇三の一、九〇六の一、九〇六の二、九一三、字小平九二三、字奈良原沢九二四から九二七まで、字奈良原後山九二八、九三一の一、九三三、九三四、字大律九三六、九三七の二、九三七の四、九三八の一、九四七の二、九四八、九五〇から九五二まで、九五四、字ヨシ窪九六五、字新屋敷七六の三、九八五、九八六、九八八、字住崎入東沢一〇〇七の一、一〇〇七の三、一〇〇八の三、一〇〇八の五、字住崎九九五の一、字住崎入一〇〇五の一、字塙五七〇の一、九九八の一、字西小沢一〇〇一、字塙入一〇一二、一〇一三、一〇一四の一、一〇一四の四、一〇一五、一〇一六の一、一〇一六の二、一〇一七から一〇二〇まで、字舟ケ沢一〇二一の一から一〇二一の三まで、一〇二一の五、一〇二一の六、一〇二二の一、一〇二二の二、字舟ケ沢南一〇二三の一から一〇二三の四まで、一〇二三の六、字大林一〇二四の四、一〇二五の二から一〇二五の五まで、一〇二六の三、一〇二八、一〇二九、一〇二九の二、一〇三〇、字クラミ沢五二六の二、字屋敷後山八九七、字寺山脇九〇〇、字太良窪一二三二の一、一二三二の二、一二三八、字阿久津上一二五二、字太良久保一二三七の六、字四貫渕一二四七、字竜ケ枝下一二六五、一二七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県日光市七里一一〇七の一から一一〇七の四まで、一一〇七の六、一一〇八の一、一一一〇の一、一一一二の一、一一一五の一、一一一六の一、一一一七、一一一九、一一二二、一一二三の一、一一二三から一一二五まで、一一二七から一一三五まで、一一三七から一一四〇まで、一一四四、一一四六、一一四八、一一五〇から一一五三まで、一一五五、一一五六、一一六五、一一六六、一一六八、一一六九、一二二〇、一二二一、一二二七、一二二八の一、一二三〇の一、一五〇八の二、一五一九、一五一〇、一五一三の一から一五一三の三まで、一五一三の七から一五一三の一三まで、一五一三の一五から一五一三の二八から一五一三の三〇まで、一五一三の三二から一五一三の三四まで、一五一三の三六から一五一三の四一まで、一五一三の四三から一五一三の五一まで、一五一三の五三、一五一三の五四、一五一三の五七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字堂ノ入六四七の一、字堂ノ入持久保六四〇、二〇四二、二〇四三、字堂ノ入漆久保二〇四四、二〇四五、字堂ノ入真瀬場二〇四六、二〇四七、字堂ノ入中沢二〇四八、字堂ノ入滝ノ沢二〇四九、二〇五〇、二〇五一の一、二〇五一の二、二〇五五から二〇六一まで、字堂ノ入七棚二〇五二、二〇五四、字堂ノ入谷田ノ畑二〇六二から二〇六四まで、字堂ノ入番ケ沢二〇六五から二〇六八まで、字堂ノ入谷田ノ畑口二〇六九から二〇七一まで、字堂ノ入小萩沢二〇七四、二〇七五、字東山二〇七八の一、字春日社五八七、字岩下二〇七九、二〇八〇の二、二〇八一の二、二〇八二、二〇八三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）